

# 部落史研究をめぐる方法的メモ——いくつかの疑問

青木秀男

近年、部落史研究が盛んである。被差別部落の起源(成立・確立)をめぐる、あれこれ説が出ている。諸説のあいだの論争も盛んである。研究や論争が盛んなことは、いいことかもしれない。しかし、新たな諸説は、どのような主張を行なっているだろうか。どのような論争が行なわれているだろうか。その中身こそ、問題となる。今一度、社会科学の方法の基本に立ち返る必要があるのではないか。これが、率直な感想である。

筆者は、社会学を専門とし、近現代(都市)の部落差別の解明に関心をもつ者である。前近代(近世、中世)の賤民史については、史料(古文書)も読んだことのない門外漢である。したがって、部落史研究といっても、その中身に立ち入って、理論の再構築や検証をダイレクトに行なう立場にはない。ここではそのことを承知しながら、読みえた範囲の本や論文のかぎりで、社会学を

学ぶ立場から、部落史研究にみる論理構築の方法はどうかに焦点をあて、いくつかの疑問を出してみたい(したがって、史実の解釈をめぐる細かい議論には入らない)

## (1) 近世政治起源説について

部落史論争は、まずは被差別部落の近世政治起源説(以下、近世起源説と呼ぶ)をめぐる行なわれている。近世起源説は擁護されるべきか、批判されるべきか。これが、論争の基本軸である。とはいえ、論争の多勢は、近世起源説の批判を軸に展開しているかにみえる。一方に、中世(政治・社会)起源説(以下、中世起源説と呼ぶ)がある。他方に、近代起源説がある(2)。近世起源説は、これらに挾撃されている。中世起源説による近世起源説批判の中心は、幕藩権力は「かわた」「えた」身分

(3)の形成に限定的にのみ、あるいは中世にあったものを追認するかたちでのみ存在した、という点にある。そして、権力の意思や機能の及ばない民衆世界の「ケガレ観」「社会的身分」「習俗」「共同体」「地域」などがあつたとして、それらの概念の展開を軸に「かわた」「えた」身分の形成を説いていく。

他方、近世起源説の方も、これらに反論を行なっている(4)。そのなかで、「かわた」「えた」身分が、「中世の被差別民やケガレ観の存在とその結びつきを無視ないし軽視して、あたかも何もないところに近世権力によってある日突然部落がつくられたかのような」(5)いわば俗流的な近世起源説を退けて、「かわた」「えた」身分の中世賤民やケガレ観との(部分的な)継起関係を認めるかたちで、自己展開を図っている。しかしそれでもなお、近世起源説への批判の嵐は収まらないかにみえる(6)。

(俗流でない)近世起源説は、次のように要約されよう。すなわち、幕府は、一七世紀を通して、中世賤民の一部をも組み込み、すでに民衆のあいだに浸透していたケガレ観とそれに基づく慣行・習俗を活用しながら、また、各藩でとられていた身分政策を統合するかたちで、「かわた」「えた」身分を全国的な制度として普遍化・固定化していった。それは、「かわた」「えた」身分に、

斃牛馬処理や警護等の役負担を課し、排他的・独占的な草場権(斃牛馬取得権)を付与することを中身とするものであった。一八世紀、商品経済が浸透し、身分秩序が揺らぐに至り、幕藩権力は、それを強化することで封建体制を補強しようとした。

多くの批判にもかかわらず、しかし今なお、(筆者がこのように理解する)近世起源説が、根底から覆されたとは思わない。では、それはどのような意味においてだろうか。以下、近世起源説批判の方法と論理について、いくつかの疑問を出すかたちで、近世起源説が「覆されたとは思わない」論拠を提起したいと思う。先述のように、ここで、新たな史実をもって疑問を展開することができない。したがって、本稿は、あくまで仮説ないし試論に留まる。

### 歴史の段階規定について

上杉聡氏は、(被差別)部落は、中世において、天皇を中心にすえた国家権力が、河原者に斃牛馬など不浄とされたもののキヨメの役(処理役)を課したことに遡るという(7)。辻本正教氏は、「えた」身分の人びとに対する差別の本質は、彼らを不浄な存在とみなす「ケガレ観」にあり、それは中世(以前)にすでに民衆の習俗のなか

に浸透していたという(8)。このように、「かわた」「えた」身分の形成に、上杉氏は中世の天皇権力の役割を、辻本氏は中世(以前)の民衆の觀念や習俗の決定的な影響をみている。いずれにおいても、中世(以前)賤民と近世の「かわた」「えた」身分の社会的な系譜關係が強調される。他方、近世起源説について、寺木伸明氏は、中世との(一部の)繋がりを認めながらも、「かわた」「えた」身分は、斃牛馬処理や警護の役を課され、排他的・独占的な草場権を与えられ、そのような政策が全国的に法制化されたという点で、まさに近世固有の身分であるという(9)。

ここで、「かわた」「えた」身分の理解をめぐる二・三の方法的問題について提起してみたい。一言でいえば、それは、「かわた」「えた」身分の形成は、あくまで近世社会の全体構造のなかで論じられなければならないというものである。中世賤民(の一部)が、「かわた」「えた」身分と系譜關係をもつにせよ、中世賤民と近世賤民は同じものではない。系譜關係にある人びともまた、時代や社会が転換すれば、その社会的地位や役割は変わっていく。これを、次のような問いに置き換えることもできよう。すなわち、なぜ他ならぬ近世に、固有の社会的地位と役割を担う「かわた」「えた」身分が現われた(つ

くられた)のだろうか。近世起源説は、まさしくこの問いに対する応答から出発することになる。

自明のことながら、人間の社会的な地位や役割は、彼女らが属する社会の構造のなかで、また他者(とりわけ権力)との關係のなかで決定されていく。この点につき、「かわた」「えた」身分に関わって、二つの方法的問題を指摘したい。一つは、部族史論争において、歴史の「段階規定」についての問題意識が希薄ではないか、という疑問である。これまで、社会科学において、社会の全体構造を捉える方法が模索され、そのための概念があれこれ構築されてきた。たとえばマルセル・モースは、文化人類学の立場から「全体的社会現象」という概念を提起した。カール・マルクスは、唯物史觀の立場から「経済的社会構成体」という概念を提起した。ここでは、後者の概念に依拠して話を進めてみよう。

周知のように、マルクスは、『経済学批判』「序説」のなかで「経済的社会構成体」の概念を提起し、生産様式を基底とする人類社会の歴史的な発展形態を論じた。「経済的社会構成体」の概念は、人間の社会生活に対する二つの構造制約的な規定關係を内包している。二つの規定關係とは、生産力と生産關係、および土台と上部構造の相互關係をいう。ここで、その詳細な解説に立ち入

るわけにはいかない。問題にしたいのは、次の点である。すなわち、人間社会は、土台（生産力・生産関係）<sup>(10)</sup>と上部構造（政治・法・制度・文化・意識）が一定の仕方  
で、つまり構造的に相互規定しあう構成体として成立している。その構成体は、生産力と生産関係の不整合の展開とともに、その一部を継承し、一部を廃棄しながら変遷していく。この変遷の一つひとつの大きな節目・区切りをこそ、歴史の段階という。では、どのような土台と上部構造の相互関係の構成体を以て、中世といい、近世というのだろうか。社会は、ある日突然すべてが変わるものではない。それは、前段階の遺性・制を引きずりながら変遷していく。しかし、にもかかわらず、中世は中世であり、近世は近世である。それぞれの社会は、時代固有の構成原理によって作りあげられる。

このことを部落史について問うならば、次のようになる。すなわち、「かわた」「えた」身分は、近世社会のどのような経済・階級・身分<sup>(11)</sup>・法・政治・文化・意識の関係構造のなかで成立したのだろうか。その際、中世から引き継いだ遺性・制は、どのように意味や機能を転化させたのだろうか。「かわた」「えた」身分の形成を論じるとき、まずは、このような全体構造に対する方法的関心ないし想像力を欠くことができない<sup>(12)</sup>。このよう

に考えるとき、「かわた」「えた」身分を構成する要素の一つひとつを捉えて、それこれは中世から引き継いだものである、したがって「かわた」「えた」身分の起源は中世にあるという論法は、疑問といわなければならぬ。こうして、「かわた」「えた」身分の形成をめぐる議論は、封建社会論および幕藩体制論の展開と不可分の関係にある。

### 身分形成の構造について

次に、身分形成の構造をめぐる問題である。それは、土台と上部構造を構成する諸要素の（相互）規定関係のあり方に関わる問題である。この点について、筆者は次のように考える。まず、一般に身分とは、世襲的に継承され、固定された生得的な社会的地位を指す。その生得的な社会的地位は、集団内に閉じられた通婚と世襲化された職業によって決定される。換言すれば、身分とは、「同類の」人びとのあいだの結婚と職業の世襲という入行爲（集合行爲）によって生成され、再生産される社会集団である。また、身分とは、通婚と職業の世襲を通して物質的・観念的な資源を排他的・独占的に占有する／される集団である。そのことを、他の身分との関係（身分関係）からいえば、物質的・観念的な資源を不平等に

配分された身分間のヒエラルヒーとなる。そして、身分のヒエラルヒー構造は、同時に身分間の差別／被差別の關係としてもある<sup>(13)</sup>。また、結婚と職業の世襲という行為は、集団内でそうしなければならぬ（他集団とのあいだではしてはならない）という、身分に属する人びとに抱かれた〈社会観念〉（イデオロギー）の顕現ないし機能としてある。社会観念は、人間の意識にあって、身分ヒエラルヒーに正統性の信念を与え、身分ヒエラルヒーを安定させて、再生産する。そのような社会観念を生み出すもの、それは、身分をとりまく経済的・社会的な〈利害状況〉、すなわち身分的編成に媒介された生産關係（階級關係）である。さらに、社会観念の機能を熟知し、それ意図的に創出し、人びとに植えつけることで、物質的・観念的な資源の排他的・独占的な占有を正当化し、持続させようとする主体、それが特権的身分としての〈権力〉（集団）である。最後に、このような身分の利害状況・権力・観念・行為の諸關係を〈差別〉の脈絡で言い換えるならば、身分差別の構造ということになる。

「かわた」「えた」身分の形成についても、このような枠組み（思考）のもとで理解されなければならない。

「かわた」「えた」身分の利害状況はどのようなものか。それを支える社会観念（身分観念）はどのようなものか。

それは、どのような慣行・習俗として行為化されているか。そして権力は、それら全体をどのように掌握し、統括しているか。

ここでもまた、「かわた」「えた」身分を構成する要素の一つひとつを捉えて、どれがその身分の「本質」であるかという問いの立て方は、問題だということになる。「ケガレ観」が「かわた」「えた」身分の本質であるという考えの誤りは、まだ容易に見抜くことができるかもしれない。しかし、本質が「権力」であるとか、「経済状況」であるとかいう場合においても、それらが具体的に「かわた」「えた」身分の形成の全体構造のどの位置にあるかが押さえられなければ、「本質」という語の真の意味はなさなくなる。本質論議が、思考を「本質」探しに収斂させ、物事の全体構造への関心を遠ざけるとすれば、議論は非生産的といわざるをえない。しかし、部落史研究において、このような身分形成の全体構造に対する方法的関心は希薄ではなからうか。これが、ここでの疑問である<sup>(14)</sup>。

#### 権力概念の内包について

前述のように、部落史論争は、近世起源説の是非をめぐって行なわれている。論争のなかで、身分と差別、ケ

ガレ観、習俗・慣行、共同体・村、自生的（一次的）身分などの概念をめぐって論議が闘わされている。ここで、逐一それらの中身に立ち入るわけにはいかない。それらの議論は要するに、近世の（幕藩）権力は「かわた」「えた」身分の形成にどこまで介在したか、という一点に収斂される。そして、それらの概念は、「かわた」「えた」身分の形成における権力の介在を（部分的にせよ）否定する論拠として出されてきた。

ところで、この点に関連して、部落史論争にみられる権力の概念について、いくつか留意すべきことがあるように思う。近世起源説の擁護派と批判派はいずれも、権力を身分政策を打ち出す主体とみなしている。ただ、権力が「かわた」「えた」身分の形成に対して決定的な機能を果たしたかどうかという点で、両者の意見が分かれることになっている。批判派は、権力の意図や政策が及ばない民衆世界（観念、習俗、共同体など）にこそ、「かわた」「えた」身分の形成の決定的な根拠があったとする<sup>(15)</sup>。渡辺俊雄氏は、部落史研究の重点は、政治史から社会史へ移ったという<sup>(16)</sup>。ところで、これは、社会史（民衆説）から切り離された政治史（権力説）が前提とされた表現である。しかし、そのように、社会史を権力から分離できるのだろうか<sup>(17)</sup>。権力とは、より広義の中身

を含んだ概念として捉えられるべきではなからうか。まず、権力の身分政策といっても、そこにはさまざまな政策が含まれる。民衆の経済活動に関する政策、社会生活に関する政策、信教・信条に関する政策……。これらを法的または非法制的な諸規制として整備し、制度化して、民衆に対して発動する主体、それをこそ権力という。

沖浦和光氏は、「知的・道徳的ヘゲモニーがなければ、権力は永く続かないのだ」として、軍事警察力と官僚制の「強制の体系」とともに、民衆を馴化させるイデオロギーの生産・浸透の装置としての「同意の体系」という、権力の二つの装置の存在を指摘した<sup>(18)</sup>。ここで、「強制の体系」とは、身分にさまざまな規制を課す暴力装置をいう。「同意の体系」とは、諸規制を民衆に正当なものとして受容させるイデオロギー（その要をなすのが宗教）装置をいう。権力は、民衆に身分政策を強制し、同時に、その身分政策を積極的に受容するように民衆を馴化させる。すなわち、権力は、強制による民衆との軋轢を自己調整し、身分ヒエラルヒーを安定化させる仕組みをもっている<sup>(19)</sup>。沖浦氏は、民衆の「ケガレ観」でさえ、もともととは、国家権力の意を受けた権門寺社によって「上から」民衆に流布されたものであるとする<sup>(20)</sup>。このように、権力概念の内包を拡張するとき、近世起源説

の批判派が、「かわた」「えた」身分の形成の決定因をなすとする民衆世界の觀念・習俗・共同体などもまた、権力との関係で捉えられなければならないことになる。また、「かわた」「えた」身分をつくったのは権力か民衆か、政策か觀念かといった問いの立て方は、意味をなさなくなる。問われるべきは、権力による強制と馴化の相互補強の過程如何ということになる。

もう一点、権力の機能について留意しておきたい。近世起源説の批判派は、幕府の権力は、地方(共同体、村)における身分ヒエラルヒーの形成に関わる習俗の細部にまでは及ばなかった、したがって、「かわた」「えた」身分の実態は、地方の「自主性」に則って形成されたとする。しかし、この指摘は、権力の機能という脈絡において、次のように解釈することができる。すなわち、幕府権力は、身分制度の基本的な枠組みを作り、それを法制化したのが、身分の呼称はもとより、具体的にだれを「かわた」「えた」身分に組み入れたか、身分法をどのよう<sup>①</sup>に生活規範としての細則へと具体化したかは、幕府権力(および藩権力)の利害に反しないかぎり、またそれらの利害を積極的に増進するために、共同体(村)の個別事情に合わせるに任せた、というものである。このよう<sup>②</sup>な理解に立つならば、権力の意思や政策には、民衆に

強制を課し、また民衆を馴化させるという「作為」と、民衆や地方の判断・行為を許容し、放任するという「無作為の作為」が含まれることになる。民衆や共同体が「自主的に」決定した事柄も、じつは権力の意思の範囲内にあったというわけである。こうして、ここでも、権力の機能を拡張して捉えるべきだという結論になる。

### 史料の解釈について

歴史研究は、なによりも史料の収集と分析から始まる。それは部落史研究も同じことで、いわば史料が命である。部落史論争をみれば、そのことがよく分かる。ところで、その先に、看過できない方法的問題があるように思われる。次に、この点について、若干の疑問を出してみたい。それは、史料分析から導き出されることの一般化をめぐる問題についてである。当然のことながら、史料を分析するためには、まず史料の位置についての判断がなされなければならない。どのような史料も、そこからダイレクトに一般的解釈を導くことはできない。ここでこのようにいう事例を、一つ出そう。たとえば渡辺氏は、いくつかの史料をもとに、近世に経済的に豊かな部落があったとして、そこから「差別は、貧困とは別の問題として考えるべきだ」と結論づける。しかし、差別とは、物

質的・精神的資源の獲得の機会からの不当な排除をいう。とすれば、不当な排除は、不可避免的に貧困を帰結することになる。たしかに、部落内が階層分化したり、「えた」「かわた」身分内の分裂支配という、権力による政策の結果、一部の豊かな部落が創出されたということもある。しかし、「豊かな部落があった」ことを指摘するだけでは、何も言ったことにはならない。いわんや近世起源説を覆すことにもならない。

史料解釈の経験的一般化という態度の背後には、歴史的な出来事の全体像は、史料分析を積み重ねていけばおのずからみえてくるという、素朴な実証主義(帰納主義)があるように思われる。できるかぎり多くの史料を蓄積することは、歴史研究のあるべき態度ではある。しかし同時に、史料をどれだけ蓄積しても出来事の全体像に到達しないというのも、真実である。では、この循環を打ち破るものは何だろうか。それは、出来事をめぐる仮説(的アイデア)ないし解釈枠組みである。史実の解釈は、出来事の全体像についての仮説(的アイデア)ないし解釈枠組みがなければ行なうことができない。史実は、それらによって解釈されて、つまり意味付与されてはじめて、研究にとって有意な「史実」となる<sup>24</sup>。そもそも、どのような史料解釈も、かならず一定の方向での解釈で

あり、そこには解釈する人の仮説(的アイデア)ないし解釈枠組みがすでに内包されている。とするならば、史実を解釈する人は、それを、どのような仮説(的アイデア)ないし解釈枠組みに基づいて解釈しているのか、その人の解釈の舞台裏を明示しなければならぬ。部落史研究を読んでいて、門外漢の筆者にさえ、扱われている史実がどうしてそのような解釈になるのか、戸惑うことがしばしばある。同一の史実が、正反対の方向で解釈できるのではと思うことさえある。これらすべて、解釈する人の仮説(的アイデア)ないし解釈枠組み、つまり解釈の道筋が明示されていないことによるものである<sup>25</sup>。

このような事情からしても、たんにこれこれの(反証とおぼしき)史実があるというだけでは、近代起源説が誤りという論拠にはならない(同じことは、近世起源説の側からの反論についてもいえる)。たとえば斎藤源一氏は、いくつかの史料をもとに、信州に関するかぎり、警護役を務めた部落の人びとは、村の人びとから歓迎され、彼らが社会の落伍者となったり、村の片隅に追いやられるようなことはなかったと報告した<sup>26</sup>。それに対して、ある仕事のために村人が迎え入れたからといって、部落の人びとが差別されなかったという証拠にはならないと、批判が出された<sup>27</sup>。それに対して、斎藤氏は、警



護役として招いたから差別が穏やかだったとは考えていないが、今日の報告では触れなかったと答えた。このような齋藤氏の議論の仕方には、二つの問題がはらまれる。一つ、部落の人びとが差別されていたという事実と切り離して、彼らが村の人びとと良好な関係にあったという事実だけを提示しても差し支えないと思ったという、齋藤氏の史料提示の方法である。ここに、どのような事実も、その全体像から切り離して論じることにはできないという態度の欠如をみることができる。二つ、齋藤氏による史実の解釈は、それでいいのかという疑問である。齋藤氏における史実と仮説(的アイデア)ないし解釈枠組みの照合はどうなのだろうか。差別があったというなら、村の人びとから歓迎されたという事実とどのように符合するのだろうか。史実の背後にある問題状況は、どのようなものだったろうか。ともかく、部落史研究のまなざしを権力から民衆の方へ移行させたいという齋藤氏の思考がちらつくばかりである。

### 部落史研究について

最後に、部落史研究について思うところを、二つ記しておきたい。一つ、部落史研究の意義についてである。いうまでもなく、部落史研究のテーマ(の一つ)は、被

差別部落の歴史的な起源をあきらかにすることである。そして、近現代にまで続く部落差別の歴史的由来に対する科学的な認識を得ることである。それは、現実の部落解放運動の積極的なアイデンティティの形成に力を与えることともなる。同時に、部落史研究では、「かわた」「えた」身分が形成され、その身分が再生産されていた権力の意図と政策(の手練手管)があきらかにされる。それを知ることにより、私たちは、現代の部落差別を支えている、「強制の体系」と「同意の体系」を巧妙に使い分ける権力の意図を暴露するヒントを得ることができる。支配と服従や抵抗の関係にみる通歴史性を知るといふ点で、部落史研究は、現代の部落差別研究にとっても不可欠なものである。二つ、学際的な部落史研究の必要についてである。部落史研究は、もちろん歴史学を中心に行なわれてきた(いる)。しかし、自明なことながら概念の構成、理論の組み立て、実証の方法などの科学的手続きは、なにも歴史学だけのものではないし、また現状のままでもいいということにもならない。したがって、史料の発掘と解読を本分とする歴史学を中心にすえながらも、歴史学の方法を対象化し、広範な社会科学からアプローチを部落史研究に積極的に取り込んでいかなければならない。そのことの利点は、否定できるはずな

かろう(2)。社会学を学ぶ者からも、歴史学の部落史研究の方法にある種の固さと狭さを感じている。社会学における権力・身分・差別・制度・観念などの研究成果も、おおいに役立つものと予感している。この点、自省を含めて、より視野の広い観点から、部落史研究のためにながでできるかを考えていきたい。

### 〈注〉

(1) 門外漢なので、紹介・批判する諸説に誤謬があれば、容赦願いたい。

(2) 近代起源説をとるのは、畑中俊之氏である。『部落史を問う』兵庫部落問題研究所一九九三年／『「部落史」の終わり』かもがわ出版 一九九五年。この説については、寺木伸明氏などの批判がある（「被差別部落の起源と集落としての起源」『部落史の再発見』部落解放研究所編 解放出版社 一九九六年 五五～五六頁）。この説は、部落史の起源をめぐる問題を、部落差別の（近世／近代の）構造的差異をめぐる問題にずらすなど、方法的問題を含んでいると思うが、その批判は別稿に譲る。

(3) 本稿では、近代の被差別部落民に繋がる近世賤民を、

「かわた」「えた」身分として一括表現する。

(4) 近世起源説からの反論に、部落差別は民衆のケガレ観が一般化し、制度化したものだという考えは、戦争の国民総懺悔論にも等しいもので、地域改善対策協議会の意見具申にみる「国民相互の理解」論に照応する論理だというものがある。理論と実践を直結できないことは当然ながら、部落史論争が、今日の部落差別や部落解放運動に対する論者の立場の表出としてあることも事実である。一般に、研究の背後には、かならず研究者の実践的関心が伏在する。社会学では、これを〈領域仮説〉と呼ぶ。しかし、本稿では、このようなイデオロギー次元の批判は行なわない。

(5) 寺木伸明『近世身分と被差別民の諸相―へ部落史の見直し―の途上から』解放出版社 二〇〇〇年 七三頁

(6) 近世起源説と中世起源説の折衷的な立場をとる論者は、少なくない。折衷の仕方も、さまざまである。たとえば中尾健次氏は、近世起源説の「根幹部分」は受容するとしながら、その上で「中世起源」と「近世起源」とは、決して対立しないばかりか、むしろ相互に補完しあっている」とする。「部落史の「普遍性」にむけて」『部落解放』四五一号 部落解放研究所

- 一九九九年三月 一三頁／「近世政治起源説の根幹は否定できない——部落の成立・起源にかかわって」『部落解放』四六七号 四五頁。しかし、折衷論もまた、本稿で提起する疑問のうちにある。
- (7) 上杉聡「部落史における権力と穢れ(上)」『部落解放』四六二号 部落解放研究所一九九九年二月八一頁／『部落史がかわる』三一書房 一九九七年一九八頁
- (8) 辻本正教「ケガレ観に関する一考察」部落解放研究第三三回全国集会報告書 『部落解放』四六六号 部落解放研究所 二〇〇〇年 一二五〜二二八頁
- (9) 寺木伸明『被差別部落の起源——近世政治起源説の再生』明石書店 一九九六年 一八四〜一八五頁 これに、「えた」村として居住地が固定された事実を加えていいのではないか。
- (10) 生産関係を担う主体は人間であり、その人間相互の関係が、〈階級〉である。
- (11) 〈身分〉とは、階級を土台とし、それを、イデオロギーを媒介として、政治的・法制的に再編成したものであるということができる。
- (12) 余談ながら、レーニンとは、『ロシアにおける資本主義の発達』『帝国主義論』のなかで、農産国ロシアの都市に部分的に発生した資本制大工業の、帝国主義段階に突入した世界資本主義における位置を正当に評価した。もし彼が、ロシアは基本的に半封建的・農奴的後進国であるという規定に留まっていたなら、おそらくプロレタリアート独裁の社会主義革命は成功しなかっただろう。このエピソードも、歴史の段階規定および社会の全体的認識の大切さを教えている。
- (13) 身分と差別は直接には照応しないとする意見がある。渡辺俊雄「部落史の再発見」『部落解放』四六四号 部落解放研究所 二〇〇〇年一〇七頁。しかし、その意見には賛同できない。物質的・観念的な資源の排他的・独占的な占有／非占有関係としての身分関係は、必然的に社会的な差別／被差別の関係として現出せざるをえない。
- (14) 寺木氏は、身分を形成した要素として、黒田俊雄氏の説(分業、共同体、階級、国家)に家族制度、ケガレ観を加えて、これらの要素のなかで「どの要素が一番大きく働き、どの要素が副次的か」をあきらかにすることが大事であるとする。部落解放研究第三四回全国集会報告書の「討議」での発言『部落解放』四八二号 二〇〇一年 六五頁。寺木氏も、本稿と同じ方法の関心を抱いているといえよう。念を押すならば、問

題の要点は、要素の「一番大きい」とか「副次的」という機能の度合いにでなく、要素間の関係をどう説明するかこそある。

(15) 吉田栄次郎氏は、近世起源説を批判して、それは「一種の愚民観」であり、「民衆の（権力に―引用者）翻弄されない部分をどう見るか」こそが重要だという。

部落解放研究第三三回全国集会報告書の「討議」での発言 『部落解放』四六六号 六四頁。しかしこのようない方は、イデオロギー的なきめつけにも等しい。近世起源説は、「かわた」「えた」身分の形成の客観的メカニズムを分析した理論である。それは、支配に対する民衆の主体性云々の問題とは別次元の議論である。また、近世起源説のだけれも、「翻弄」などという表現は用いていない。

(16) 渡辺俊雄 前掲論文 二〇〇〇年一〇四頁 この社会史研究は、アナール派歴史学や民俗学への一般的な注目という雰囲気のみで登場した。

(17) 民俗学は権力への問題意識を欠落させているという批判は、以前よりみられる。最近では、次の論文がある。村井紀「回復する虚構―『日本民族学』の現在」

栗原彬・小森陽一・佐藤学・吉見俊哉編『越境する知の植民地：越境する』東京大学出版会 二〇〇一年

七三―一〇八頁 同じ批判は、社会史研究にも妥当する。

(18) 沖浦和光「政治権力か、民衆意識か―『身分制と部落差別』の根源にあるもの」『部落解放』四六七号 二〇〇〇年三月 五七頁／『部落史』論争を読み解く―戦後思想の流れの中で』解放出版社 二〇〇〇年 二八七頁

(19) 国家権力の意図が民衆世界の隅々にまで浸透するという議論は、民衆のあいだに張り巡らされた「マイクロ」な権力作用を暴く、一連の権力理論に連続する。たとえばM・フーコー『監獄の誕生―監視と処罰』一九七五年 田村俣訳 新潮社

(20) 沖浦和光 前掲論文 二〇〇〇年三月 五五頁／前掲書 二〇〇〇年 二七九頁、二九〇頁

(21) 民衆世界に関わるすべての事柄が権力との関わりで解釈できるかどうかなど、この際どうでもいい。問題は、「かわた」「えた」身分の形成に与ったあれこれの要素が権力の意図・機能の脈絡で、どのように解釈できるかである。重箱の隅をつつく態の議論は、生産的とはいえない。

(22) これが、共同体の「自主性」として現象する。慣行・習俗についても同じことがいえよう。

- (23) 渡辺俊雄「部落史と解放運動史の課題」 部落解放研究第三三回全国集会報告書『部落解放』四六六号 五四頁 渡辺氏は「討議」のなかで、「少数事例の一般化をしようとしているのではない」と断っている。しかし、事例と一般化の関係については言及されていないし、また続けて、「貧困から差別が生じるのではない」ことを言いたいのだと、主張の論理を逆転させている。
- (24) なまの事実自体と区別して、一定の意味付与された事実を「ファクツ」(事実)と呼ぶこともある。学問的に重要なのは、後者である。
- (25) だれにも自明な歴史的真理などというものは存在しない、歴史はつねに認識・解釈する人によって構成されるものだという考えが、近年、力を得ている。すなわち、歴史的真理は、論争を介してのみみえてくる。このような考えに立つならば、歴史を解釈する人による仮説(的アイデア)ないし解釈枠組みの明示がますます要請されてくる。「戦後歴史学は、『歴史の認識』の科学性と実在性を主張する。これに対し、『構成主義』という立場では、出来事は解釈によって相貌を異にするとし、『歴史』とはそもそも解釈である、という視点に立つため、叙述の方法や立場に敏感である。」

- 成田龍一『〈歴史〉はいかに語られるか——一九三〇年代『国民の物語』批判』日本放送協会 二〇〇一年 八頁
- (26) 斎藤洋一 報告「自ら希望したり、招かれたりして他村へ引越した近世部落の人々」および「討議」での斎藤氏の発言 部落解放研究第三三回全国集会報告書『部落解放』四六六号 二〇〇〇年 六二〜六四頁
- (27) 「討議」での広島からの発言 同上報告書 二〇〇〇年 六三頁 沖浦氏も、斎藤氏の論を、「政策と地域の関係に目をやらない：這い回る地域主義」と批判する。沖浦和光 前掲論文 二〇〇〇年三月 六二頁
- (28) 「『歴史』に、歴史学以外の学問分野が関心を持ち、〈学〉のジャンルをゆるがしつづ、『歴史』の概念を再定義しているということである。」成田龍一 前掲書 二〇〇一年 一一〜一二頁

